

階上町震災復興計画

～ 復旧から復興 そしてさらなる発展へ ～



平成24年2月

青森県 階上町

あいさつ

階上町長 浜谷豊美



平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の地震観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、この地震により発生した巨大津波は、全国の太平洋側のほぼ全域に襲来し、特に三陸地方の各地では内陸部まで押し寄せるなど未曾有の大災害をもたらし、多くの貴い人命を奪い去りました。

震度5強という強い揺れを観測した当町では、幸いにして人的被害はなかったところですが、住宅の全壊、半壊はもとより、基幹産業の漁業は、漁業関連施設や漁船被害、漁労設備などに壊滅的な被害を受け、沿岸部を中心に大きな爪痕を残しました。

当町においては、震災発生時から被災者支援や災害廃棄物の処理など、早期復旧のための施策と事業を最優先として取り組んでまいりましたが、いち早く復旧のめどをつけることができましたのも、町民の一致団結した底力によるものと、改めて御礼を申し上げる次第です。

しかしながら、この大震災によって大きな被害を受けた現実を教訓とし、単なる復旧ではなく、更なる災害に強いまちづくりに向けた復興を目指すために、平成24年を復興元年と位置付け、「階上町震災復興計画」を策定いたしました。

この計画は、東日本大震災による甚大な被害からの復旧、復興に向けた方向性を示すもので、「復旧から復興 そしてさらなる発展へ」を震災復興の基本理念に掲げ、これまで以上に町民と行政との絆を深め、取り組んで参る所存であります。

町民の皆様並びに関係機関各位におかれましては、今後とも各般にわたって御理解と御協力くださいますようお願い申し上げますとともに、本計画策定に御尽力いただきました震災復興検討委員会の皆様に御礼を申し上げ、あいさつといたします。

目 次

I	震災復興計画策定にあたって	3
1	計画の目的	3
2	計画の適用地域	3
3	計画の位置付け	3
4	計画の期間	4
5	計画の範囲	5
6	計画の推進体制	5
II	復興の理念と基本目標	6
1	復興の理念	6
2	基本目標	7
3	計画の体系	8
III	基本目標別の震災復興計画	9
1	被災者の生活再建	9
2	産業と経済の再建	20
3	災害に強いまちづくり	26
4	インフラ整備	30
IV	重点プロジェクト	33
	プロジェクト1 災害に強いまちづくり	34
	プロジェクト2 公共施設等の防災拠点化と情報伝達体制の強化	35
	プロジェクト3 ハマの復興	36
	プロジェクト4 津波被害の軽減	37
	プロジェクト5 多様な連携体制の整備	38
V	資料編	39

I 震災復興計画策定にあたって

1 計画の目的

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という日本の地震観測史上最大の東北地方太平洋沖地震が発生しました。この地震により発生した巨大津波は、全国の太平洋側のほぼ全域に襲来し、特に三陸地方の各地では内陸部にまで押し寄せるなど壊滅的な被害を与えました。

当町では、震度5強という強い揺れを観測し、幸い人的被害はなかったものの、巨大津波の襲来とともに町民の生活や経済基盤に大きなダメージを受け、沿岸部を中心に大きな爪痕を残しました。当町の津波の高さは、佐々木八戸工業大学教授の調査結果から10.73メートルであったことが確認されています。

当町においては、震災発生時から被災者支援や災害廃棄物処理など、早期復旧のための施策と事業を最優先として取り組んできた結果、いち早く復旧のめどをつけることができました。

この震災によって大きな被害を受けた現実を教訓とし、単なる復旧ではなく、更なる災害に強いまちづくりに向けた復興を目指すため、平成24年を復興元年と位置付け、階上町震災復興計画を策定します。

2 計画の適用地域

計画の適用地域は、階上町全域とします。

3 計画の位置付け

階上町の最上位計画は階上町総合振興計画であり、震災復興計画は、総合振興計画の目指す町の姿を実現するために策定するものであることから、総合振興計画を補完する特別計画として位置付けます。

また、国及び青森県の復興計画や階上町地域防災計画、その他の関係する計画との整合性を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の期間

総合振興計画の計画期間は平成22年度から平成31年度までとなっており、平成22年度から平成26年度までを前期計画、平成27年度から平成31年度までを後期計画としています。

このことから、震災復興計画の期間を平成31年度までとし、緊急度等に応じて復興目標時期を復旧期と復興期に分けて、復興に向けた取り組みを進めます。

○短期計画：平成24年度まで（2年間）

復旧事業により、生活基盤、産業基盤の再生に最優先で取り組む期間

○中期計画：平成26年度まで（4年間）

本格的な復興を遂げることを目指す期間

○長期計画：平成31年度まで（9年間）

以前にも増して階上町が発展し、新しい階上町をつくり上げるための取り組みを行う期間

計 画	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
総合振興計画	前期計画					後期計画				
震災復興計画	短期		中期			長期				
	復旧期		復興期							

5 計画の範囲

震災復興計画の範囲は、階上町が主体となって推進する施策や事業のほか、国、県、一部事務組合などの公的機関や、町民、地域団体などが実施する施策や事業も含めています。

また、平成22年度の震災直後から最優先して実施してきた早期復旧のための施策や事業を含めています。

6 計画の推進体制

震災復興計画の推進にあたっては、自助・共助・公助の精神や協働の理念の考え方にに基づき、町民、地域団体、行政等がそれぞれの役割分担のもとに、適切な合意形成に努めながら、創造的な復興の実現に向け一体となって取り組む態勢を構築します。

また、国の交付金制度や復興特区制度を活用しながら、復興施策に必要な財源の確保や制度の創設などについて、国・県等に対して要望するとともに、当町の災害復興のために寄せられた寄附金等を原資とする災害復興基金などを有効に活用し、財政の健全性の確保に努めながら、復興施策の着実な推進を図ります。



▲震災復興検討委員会の会議

Ⅱ 復興の理念と基本目標

1 復興の理念

階上町は、やま(階上岳)と、うみ(太平洋)の美しい自然に育まれてきました。しかし、平成23年3月11日14時46分に発生した大地震では、その自然が私たちに大きな牙を剥き、私たちの生活と経済活動に甚大な被害をもたらしました。

自然災害の猛威を身をもって体験し、自然災害は、私たちが人知を尽くしても防ぎることができないことを、今回の大震災で改めて思い知らされました。

一方で、大震災発生直後から、地域の人たちが互いに助け合い、支えあって、苦難に立ち向かってきました。今回の大震災を契機として、改めて家族・地域・多くの人たちとの絆が大きな財産であることを再認識しました。

町では、県や国に対し被災した漁業関連施設や漁業集落排水処理施設などの復旧を要望してきたほか、町独自の予算を計上し、全力で復旧に取り組んできました。

今回の震災では、町の沿岸部を中心に大きな被害が発生しましたが、万が一、再びこのような大災害に見舞われても、被害を最小限に食い止めることができるような、災害に強い、現世代だけでなく将来世代も安心して暮らせる町をつくり上げていくことが必要です。町民が一丸となって震災からの復興を成し遂げ、階上町総合振興計画に掲げる「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」を目指すため、

『 復旧から復興 そしてさらなる発展へ 』

を震災復興の理念に掲げ、その実現に向けて計画を推進します。

2 基本目標

本計画を策定するにあたり、復興の理念を踏まえ、次の基本目標を定めて取り組んでいきます。

(1) 被災者の生活再建

東日本大震災では大津波が襲来し、沿岸地域を中心に、住宅の損壊など大きな被害が発生し、地域住民の生活に大きな打撃を受けました。

住む家を失った方は、住み慣れない住宅での生活を余儀なくされています。また、経済的な負担が大きくなっています。

このことから、住宅の再建や生活支援、雇用の確保、医療や福祉、被災者ケアなどを積極的に支援し、一人ひとりの町民がこれからの生活に見通しを立てることができ、安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

(2) 産業と経済の再建

東日本大震災の大津波では、沿岸地域を中心に、産業・経済に大きな打撃を受けました。

多くの漁船が流出、沈没、損壊したほか、荷捌所や作業施設などの漁業関連施設も大きな被害を受けました。

地域資源を生かした活力ある産業・経済は、今後も当町が持続的に発展していくために重要であることから、産業と経済の再生・復興に向けた取り組みを進めます。

(3) 災害に強いまちづくり

東日本大震災では、大津波による甚大な被害に加えて、地震と同時に発生した停電や燃料不足は、避難所での照明や暖房の確保に困難を極めた上に、移動・物流の停滞を招きました。また、電話の使用が制限され、情報通信手段の確保が困難となりました。

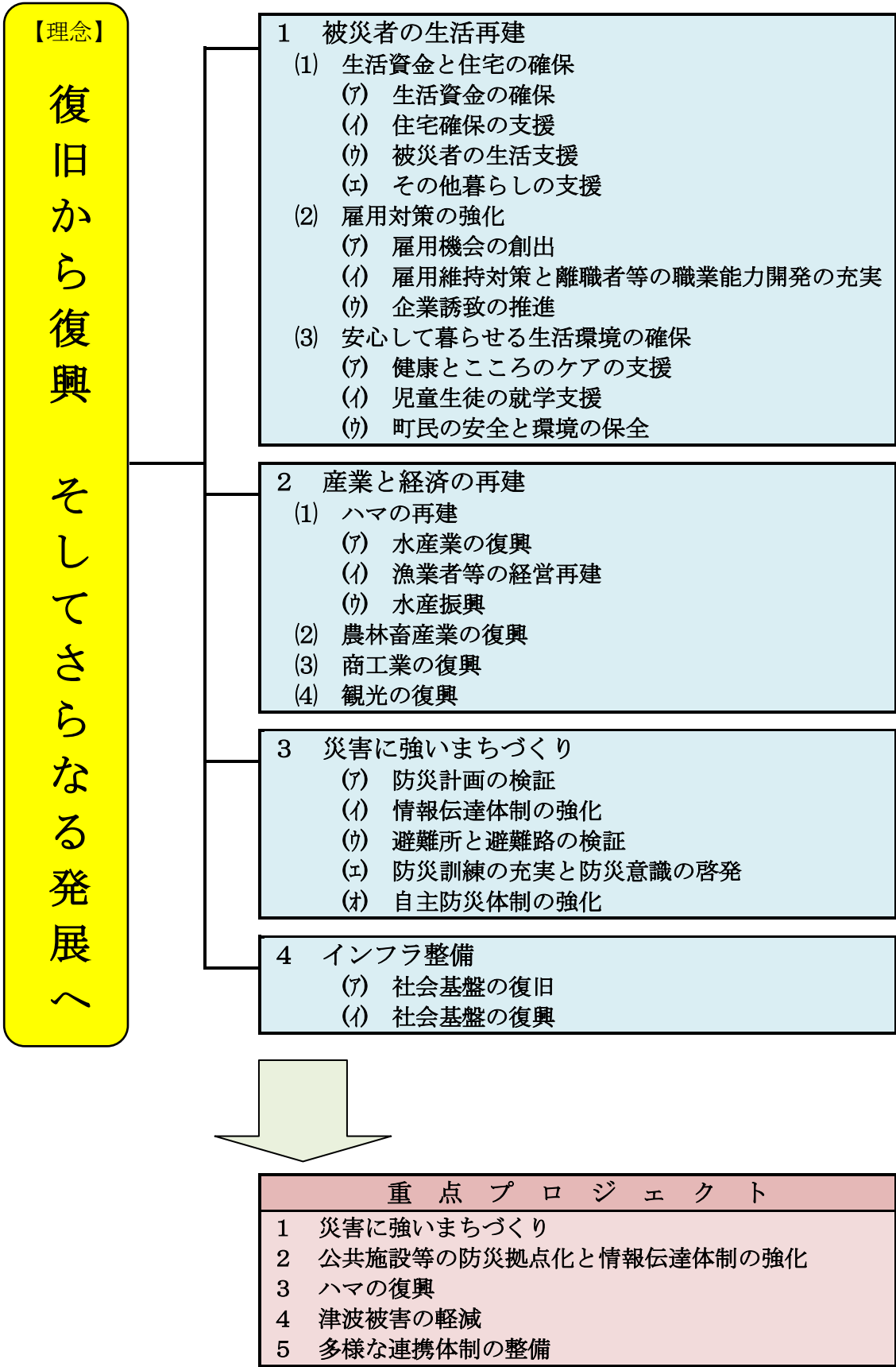
しかしながら、地域の絆を深め、お互いに助け合う社会の構築が重要であることなど多くの教訓も得ることができました。

この経験を生かし、当町の持続的な発展に向けて、地域との連携や防災体制の強化、防災拠点の整備などを進め、災害に強いまちづくりを目指します。

(4) インフラ整備

上記3つの基本目標を実現するために、これらを下支えする社会基盤の復旧・復興は欠かせません。被災施設については、早急に原型復旧を図るとともに、さらに災害に強いインフラ整備を目指します。

3 計画の体系



Ⅲ 基本目標別の震災復興計画

1 被災者の生活再建

(1) 生活資金と住宅の確保

ア 現状

- (ア) 震災による町内の住宅被害は、全壊が7棟、大規模半壊が4棟、半壊が2棟となっています。また、非住家も79棟に被害がありました。
- (イ) 震災による町内の漁船被害は、流出53隻、沈没15隻、損壊56隻となっています。また、漁具や水産資源などにも相当数の被害がありました。
- (ウ) 震災による出費のため、被災者の家計を圧迫するなど、生活資金に困窮している被災者もいます。

イ 復興に向けての方針

- (ア) 国・県・町に寄せられた多くの方々の善意である義援金を、被災の程度に応じて被災者に早期配分します。
- (イ) 生活資金の貸付やその利子に対する利子補給を行い、被災者の負担軽減を図ります。
- (ウ) 税や使用料・手数料などの減免等により、被災者の生活再建の支援を行います。
- (エ) 被災者生活再建支援制度や融資制度などにより、早期に住宅再建の支援を行います。



▲被害を受けた家屋など（大蛇地区）

ウ 工程

区 分	短期		中期		長期				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
一時金の支給	▶								
生活資金の貸付	▶								
租税の減免、徴収猶予等	▶								
住宅確保の支援	▶								
受入施設の提供	▶								
災害復興住宅融資の実施	▶								
被災者の生活支援	▶								
その他暮らしの支援	▶								

エ 事業

(ア) 生活資金の確保

① 一時金の支給

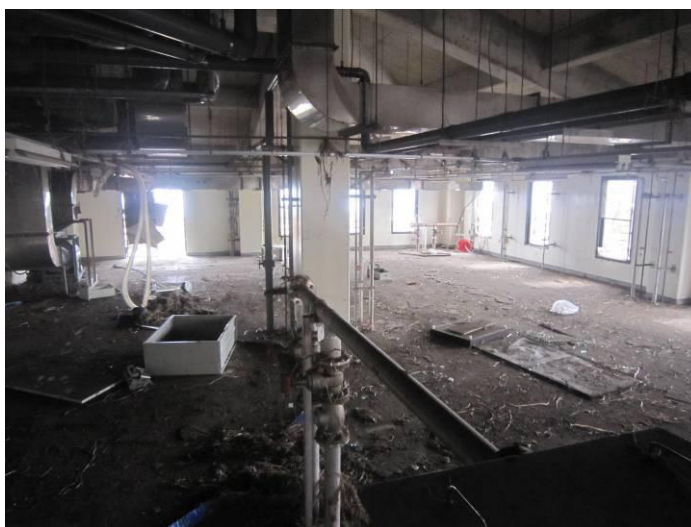
事業名	事業概要	事業期間	事業主体
災害弔慰金の支給	被災状況に応じて、災害弔慰金を支給	H22 (済)	町
災害見舞金の支給	被災状況に応じて、階上町災害見舞金を支給	H23 (済)	町
義援金の早期配分	それぞれの機関に寄せられた義援金を被災の程度に応じ早期配分	H23～24	町

② 生活資金の貸付

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
災害援護資金貸付金の無利子化	震災により負傷又は住居、家財に被害を受けた方への貸付及び被災者の方の負担軽減を図るための利子補給を実施	H23～	町
生活福祉資金の貸付	災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった方への緊急小口資金の貸付	H23～	国・県
母子・寡婦福祉資金の貸付等	母子家庭や寡婦を対象とした経済的な自立と生活の安定を図るための事業資金、就学資金、生活資金、住宅資金等の貸付及び被災者に対する据置期間の延長や償還金の支払猶予などを実施	H23～	国・県

③ 租税の減免、徴収猶予等

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
町税等の減免、徴収猶予等	国税・県税・町税の減免、納期限延長及び徴収猶予	H23	国・県・町
自動車に関すること	被災自動車に代わる自動車に係る自動車重量税の減免、自動車税・自動車取得税の非課税措置、軽自動車税の非課税措置	H23～25	国・県・町
不動産に関すること	被災建物等に代わる建物に係る登録免許税の免除、不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置	H23～	国・県・町
後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料	保険料の減免、徴収猶予等及び特別徴収から普通徴収への変更に対する配慮	H23	国・町
医療機関の窓口負担、介護保険利用者負担金、障害福祉サービス、自立支援医療等の利用者負担	一部負担金の減免、徴収猶予	H23	町
使用料の減免	漁業集落排水施設使用料の減免	H23 (済)	町
手数料の不徴収及び権利利益の保全等	・手数料の不徴収 ・権利利益の保全等の特別措置	H23	国・県



▲ 浸水被害を受けた大蛇漁業集落排水処理施設

(イ) 住宅確保の支援

① 住宅確保の支援

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
被災者生活再建支援法の適用	住宅の被害程度と再建方法に応じた支援金を被災者生活再建支援法人が給付	H23～25	国・町

② 受入施設の提供

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
町有住宅及び民間住宅の提供	住宅の全壊、流出等の被害を受け、居住する住宅を失った被災者に、町有住宅や民間住宅の提供による一時的な避難を支援	H22～23 (済)	町
被災者に対する情報提供、相談支援	被災者への情報提供や相談等に対応	H23～	県

③ 災害復興住宅融資の実施

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
建設・購入資金、補修資金の融資	独立行政法人住宅金融支援機構が融資を実施。建設、購入資金は5年間の元金据置と返済期間の延長、補修資金は1年間の元金据置が可能	H23～24	(独法) 住宅金融支援機構
青森県安全安心住宅リフォーム促進事業	被災住宅の改修など、住宅性能の向上を伴う改修工事を行う住宅リフォームの支援	H23	県
被災者住宅再建支援事業	・住宅再建資金の借入金の利子相当額を補助 ・既存ローンを有する者で、新たに借り入れをする場合の既債務に係る利子相当額を補助	H24～28	県・町

(ウ) 被災者の生活支援

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
未払賃金の立替払	勤務先中小企業が震災により被害を受けたため、倒産状態になり賃金が支払われなかった方に対し、国が企業に代わって未払賃金を立替払	H23	国
雇用保険失業給付の特例措置	事業所が被害を受けたことにより休止・廃止したために休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方に失業給付を支給	H23	国

(エ) その他暮らしの支援

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
預金等	預金通帳や印鑑を紛失した場合でも、預金者であることを確認できれば預金の引き出しが可能	H23～	各取引金融機関
生命保険、損害保険	被災契約者が契約している保険会社が分からない場合、契約有無の調査が可能	H23～	各保険会社
公共料金の減免、支払期限の延長等	・被災者の被害状況に応じた水道、電気料金の減免、支払期限の延長 ・水道、電気の復旧工事費負担金等の免除	H22～H23 (済)	各関係事業者
一般廃棄物	震災に係る一般廃棄物の自己搬入する場合の処理手数料を全額無料	H23 (済)	八戸清掃工場等
罹災証明書の発行	被害を受けた住家等の被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき証明書を発行	H22～	町
被災証明書の発行	東北地方高速道路無料化に伴い、震災により町内全域が停電被害にあったことから被災者への被災証明書を発行	H23	町
八戸圏域公共交通計画推進事業	圏域内広域路線のバス運賃にそれぞれ上限を設定する路線バス上限運賃化実証実験の実施	H23～25	圏域市町村
個人の二重ローン問題への支援	震災の影響により弁済不能となった個人の既往債務整理に対する第三者機関による支援	H23～	関係機関
ホームページでの情報提供	町ホームページで、被災状況、避難所状況、学校、公共施設の開館状況、被災者支援などの情報提供	H22～	町

(2) 雇用対策の強化

ア 現状

震災被害に伴い、事業所などの休業や規模縮小のため、職を失った方々の雇用機会を確保することが必要です。

イ 復興に向けての方針

- (ア) 再就職までの短期的な対策として、一時的な雇用確保対策を行います。
- (イ) 雇用創出に効果のある事業等を行い、雇用の確保に努めます。
- (ウ) 企業誘致を積極的に進め、新たな雇用の場の創出を推進します。

ウ 工程

区 分	短期		中期		長期				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
雇用機会の創出	→								
雇用維持対策と職業能力開発の充実	→								
企業誘致の推進	→								



▲ガレキの処理を行う作業員（榊地区）

エ 事業

(7) 雇用機会の創出

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
緊急雇用創出対策事業	緊急雇用創出対策事業における雇用機会の確保	H23	町
震災による離職者等を雇用する企業への金融支援	雇用特別支援枠に加え、青森県未来への挑戦資金に「震災離職者雇用支援枠」を新たに創設	H23	県
県発注工事における緊急雇用対策の実施	県発注工事における総合評価競争入札及び工事成績評定の際に、被災者の雇用実績を評価することにより、工事請負者に対し、被災者の雇用を促し、被災者の生活再建を支援	H23	県
被災者雇用の促進	災害による離職者を復興要員として臨時的に採用してもらうよう事業者等への働きかけ	H23	町



▲小舟渡漁港荷捌所の復旧前後▲

(イ) 雇用維持対策と離職者等の職業能力開発の充実

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
雇用調整助成金制度等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・特例対象期間（1年間）中に開始した休業について、最大300日に拡充 ・震災により休業や離職を余儀なくされた人の雇用保険の基本手当の給付日数を、現行の個別延長給付（60日分）に加えて、さらに60日分を延長する特例措置を実施 ・経営・金融及び雇用支援に関する相談窓口を開設 	H23	国・県
職業訓練コースの新設及び拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業において必要となる建設機械等の資格取得のための職業訓練を実施 ・OAビジネス等コースの募集定員を拡充して職業訓練を実施 	H23	県

(ウ) 企業誘致の推進

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
企業誘致の推進	企業誘致を積極的に進め、新たな雇用の場の創出を推進	H23～	町



▲震災後に大蛇漁港に集められたガレキの山

(3) 安心して暮らせる生活環境の確保

ア 現状

- (ア) 震災の影響で体調を崩された方、様々なストレスを抱えた方など、心身の健康を阻害された方も多くいます。
- (イ) 全壊や大規模半壊した住宅の解体が必要です。
- (ウ) 福島第一原子力発電所の事故の影響による放射線量の増大が懸念されます。

イ 復興に向けての方針

- (ア) 被災者のこころと体の健康を保持するため、各種相談業務や訪問指導を充実させ、こころのケア対策や各種相談事業を充実します。
- (イ) 被災児童・生徒の保護者の負担軽減に努めるほか、児童生徒にはスクールカウンセラーの重点的配置を行います。
- (ウ) 希望者に対して被災した建物の解体を行うとともに、福島第一原子力発電所の事故等に対応した監視体制の強化を図ります。

ウ 工程

区 分	短期		中期		長期				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
健康とこころのケア支援									
児童生徒の就学支援									
町民の安全と環境の保全 (放射性物質のモニタリング調査)									

エ 事業

(ア) 健康とこころのケアの支援

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
被災者の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県の保健師チームの派遣を受け、健康調査等の相談に対応（災害時保健活動について、町保健師への助言・指導） ・保健師及び栄養士が避難所等を巡回し、健康調査や相談に対応。被災者に対し継続した訪問指導や健康相談を継続実施 	H22～	県・町
被災者のこころのケアの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、保健師（看護師）、精神保健福祉士等によるこころのケアチームが避難所等を巡回し、こころの健康相談に対応 ・保健師が健康調査や相談に対応した際、こころの健康相談も併せて行い、必要に応じて県のこころのケアチームや精神科医等の関係機関と協力して対応 ・被災者に対し継続した訪問指導や健康相談を実施し、PTSDやうつ病などの早期発見と適切な対応を実施 ・県立美術館での演劇等への招待 	H23～	県・町・広域事務組合



▲避難所となった追越集会所

(イ) 児童生徒の就学支援

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
被災児童・生徒の就学援助	被災児童・生徒のいる世帯へ就学援助制度を適用	H23～	町
県立高校の入学料免除	被災生徒に対する県立高校の入学料の全額免除	H23	県
私立高校の授業料軽減事業の拡充	私立高校等に対する授業料軽減事業における家計急変の要件を拡充し、被災生徒の授業料軽減額が最高額になる支援措置の実施	H23	私立高校
県等奨学金制度の拡充	・青森県育英奨学生の高校等緊急採用の募集 ・日本学生支援機構の緊急採用・応急採用の募集	H22～23	県・学生支援機構
被災した児童生徒のこころのケア	スクールカウンセラーの重点的な配置等によるこころのケアを実施	H22～	県

(ウ) 町民の安全と環境の保全

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
災害廃棄物の早期撤去	災害により排出された廃棄物の早期撤去・処分	H22～23 (済)	町
被災建物等の解体・運搬支援	被災した建物の解体と運搬の支援を実施	H22～23 (済)	町
協働のまちづくり支援事業	地域自らが進める被災のあった生活環境整備事業等についての支援を実施	H23～	地域
大気や汚泥の放射線量等の測定	県と連携して大気や汚泥の放射線量等のモニタリング調査	H23～	県・町
公共用水域の緊急モニタリング調査	震災により甚大な被害を受けた5県の公共用水域の健康影響や環境汚染に関する緊急モニタリング調査	H23	国
浄水場の放射性物質のモニタリング調査	白山浄水場浄水、三島浄水場浄水における放射性物質のモニタリング調査及び結果の公表	H23～	水道企業団

2 産業と経済の再建

(1) ハマの再建

ア 現状

- (ア) 震災による町内の漁船被害は、流出53隻、沈没15隻、損壊56隻となっています。
- (イ) 津波により、荷捌所や作業施設等の漁業関連施設、漁労設備や漁具などの被害も相当数となっています。
- (ウ) 津波により、ウニ、アワビ、わかめ等の豊富な水産資源も被害を受けました。
- (エ) 福島第一原子力発電所の事故による風評被害が懸念されます。

イ 復興に向けての方針

- (ア) 被災した漁業関連施設など共同利用施設の早期復旧と漁船・漁具等の再取得などに対する支援を行います。
- (イ) つくり育てる漁業を支援し、水産資源の確保を目指します。
- (ウ) 福島第一原子力発電所の事故等に対応した監視体制の強化を図ります。

ウ 工程

区 分	短期		中期		長期				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
水産業の復興	▶								
漁業者等の経営再建	▶								
水産振興	▶								

エ 事業

(ア) 水産業の復興

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
共同利用漁船等復旧支援対策事業	未来を拓くあおもり漁船漁業復旧事業により、漁船、漁労設備及び漁具の復旧費用を補助	H23	漁協
共同利用施設復旧支援事業	水産業共同利用施設や機器等の整備、復旧に要する経費の補助を実施	H23	漁協
沿岸漁業緊急機能回復事業	漁協が漁業者を雇用し、海岸のゴミ等撤去を実施	H23 (済)	漁協
被災船舶の解体支援	被害のあった船舶について、申請のあった船舶の解体支援を実施	H22～23 (済)	町
放流種苗の棲息環境整備支援事業	種苗放流適地（藻場等）整備	H23～24	県・町・漁協
水産業振興対策事業	被災損壊した水産資源並びに共同利用施設等の復旧・復興に要する経費の補助	H23	町

(イ) 漁業者等の経営再建

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
漁業経営再建のための金融支援	近代化資金、セーフティネット資金の融資の拡充と利子補給及び債務保証料の全額補助を実施	H23～	国・県・町
漁船登録手数料や漁港施設占用料の減免	漁船登録手数料や漁業許可申請手数料、漁港施設占用料の減免を実施	H23	県
被災水産漁業者のための相談窓口設置	地域県民局や青森県漁業協同組合連合会等に被災水産漁業者のための相談窓口を設置	H23～	県

(ウ) 水産振興

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
水産資源確保の支援	資源確保のため、ウニ、アワビ、ヒラメ等をはじめ、つくり育てる漁業の支援	H23～	国・県・町・栽培漁業振興協会
階上ブランド推進体制の支援	生産体制の強化支援、流通販売体制の確立支援、地域資源の再発見と地域イメージづくりの支援など、町の地域資源を生かした階上ブランド推進体制を支援	H23～	町
地産地消体制の支援	水産業者と地元消費者のつながりを深め、新鮮で安心できる海産物を供給する地産地消の取り組みを支援	H23～	町
付加価値体制の支援	水産加工施設を活用した未利用海産物の付加価値を高めた生産性向上の取り組みを支援	H23～	町
海産物の放射性物質のモニタリング調査	県と連携して海産物の放射性物質のモニタリング調査を実施し、県のホームページ等で定期的に公表	H23～	国・県
仮施設整備事業	早期事業再開に向け、被災作業場等の仮設施設を整備	H23 (済)	町



▲震災復興に向けた水産振興協議会



▲震災後初のわかめ漁

(2) 農林畜産業の復興


ア 現状

- (ア) 酪農家では、震災による長期停電等により、生乳廃棄などの被害を受けています。
- (イ) 農林畜産物においては、福島第一原子力発電所の事故による風評被害が懸念されます。

イ 復興に向けての方針

福島第一原子力発電所の事故等に対応した監視体制の強化を図ります。

ウ 工程

区 分	短期		中期		長期				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
農林畜産業の復興									

エ 事業

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
農林畜産物の放射性物質のモニタリング調査	県と連携して農林畜産物の放射性物質のモニタリング調査を実施し、県のホームページ等で定期的に公表	H23～	県



▲放牧場の牛

(3) 商工業の復興

ア 現状

直接被災した企業・事業所のみならず、地震による町内全域での停電発生や電話の不通、燃料不足の影響などで間接的な被害を受けました。

イ 復興に向けての方針

企業活動と経営安定化のための活動を支援します。

ウ 工程

区 分	短期		中期		長期				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
商工業の復興									

エ 事業

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
金融支援の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 青森県経営安定化サポート資金に「中小企業災害復旧枠（無利子・保証料全額免除）」を創設 同貸付の利子及び保証料について全額補給 間接被害により事業活動に影響を受けた中小企業者に「中小企業経営安定枠」を創設 	H23～	県・町
各種相談業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> 県及び関係機関に、経営・金融及び雇用支援に関する相談業務を実施 中小企業者等への専門家チームの派遣 県内企業の訪問による聞き取り調査の実施 	H23	県

(4) 観光の復興

ア 現状

ウニ、アワビ、わかめ等の豊富な水産資源が被害を受け、町の最大イベントであるいちご煮祭りと臥牛山まつりを中止しました。

イ 復興へ向けての方針

経済効果のあるイベントの実施による経済活動の復興を図ります。

ウ 工程

区 分	短期		中期		長期				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
観光の復興									

エ 事業

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
復興イベントの開催	復興に向けて立ち上がった町の姿と感謝の気持ちを町内外に伝えるためのイベントを開催	H23 (済)	町
復興いちご煮祭りの開催	復興に取り組んでいる町の姿をPRするため、震災により平成23年度に中止したいちご煮祭りを復活	H24～	いちご煮祭り実行委員会
復興臥牛山まつりの開催	復興に取り組んでいる町の姿をPRするため、震災により平成23年度に中止した臥牛山まつりを復活	H24～	臥牛山まつり実行委員会
地域資源を活用した地域イベントへの支援	地域資源を活用した地域での復興に向けたイベント等の取り組みを支援	H23～	町
物産展への参加	復興をテーマとした首都圏などでの物産展への参加	H23～	町
三陸復興国立公園(仮称)の整備	三陸復興国立公園(仮称)の早期整備と広域的な活用策を三陸復興連携会議として国及び関係機関に対して共同要望	H23～	県・町

3 災害に強いまちづくり

ア 現状

- (ア) 東日本大震災では、現在の地域防災計画の津波想定をはるかに超える大津波が押し寄せました。地域防災計画は、被害の規模等の想定を、昭和43年十勝沖地震（マグニチュード7.9）及び平成6年三陸はるか沖地震（マグニチュード7.5）の断層モデルを参考に想定した想定太平洋側海溝地震（マグニチュード8.2）をベースに策定されていることから、今回の震災を踏まえた検証が必要です。
- (イ) 防災無線が工事中だったことにより、広報活動に一部不都合が生じました。
- (ウ) 地震により町内全域で停電の発生、電話の不通、燃料の確保が困難になりました。
- (エ) 非常用食料や物資など、備蓄品が不足しました。
- (オ) 避難所の位置、停電時の設備体制、運営方法等に問題が残りました。

イ 復興に向けての方針

- (ア) 東日本大震災を踏まえ、地域防災計画の検証を行うとともに、災害から町民の生命を守り、身体及び財産を保護する上で必要な基本理念等を定めた、防災基本条例（仮称）の制定を検討します。
- (イ) 防災無線を含め各種ツールを用いた情報伝達体制の強化を図ります。
- (ウ) 避難所の位置、箇所数及び運営方法などの検証と、停電時や燃料の確保が困難な場合でも電力を供給できるよう新エネルギーによる発電装置の導入や施設整備、地域の分断を防ぐための避難路の点検と整備を行います。
- (エ) 各種災害を想定した防災訓練や避難訓練の充実を図るとともに、学校や地域での防災教育の推進、各種ハザードマップの作成、配布や防災に関する情報を広報誌に掲載するなど、防災意識の啓発に努めるとともに、東日本大震災を町民の心から風化させないために、災害の記録、保存、伝承を行います。
- (オ) 災害時に不足する物資等について民間企業等の協力を得て、災害時支援協定の締結を推進するとともに、地域コミュニティによる避難所運営、災害時要援護者支援など自主防災組織との連携体制の強化を図ります。また、主要施設や避難所、避難路等に海拔を表示し地域住民に周知を図ります。

ウ 工程

区 分	短期		中期		長期				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
防災計画の検証	→								
情報伝達体制の強化	→								
避難所と避難路の検証	→								
防災訓練の充実と防災意識の啓発	→								
自主防災体制の強化	→								

エ 事業

(ア) 防災計画の検証

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
各種計画、マニュアル等の策定・修正	東日本大震災を踏まえて、地域防災計画の検証や災害時初動対応マニュアル及び避難所運営マニュアルの策定等	H23～24	町
防災基本条例（仮称）の制定	災害から町民の生命を守り、身体及び財産を保護する上で必要な理念、町民、事業者及び町の責務、防災に関する施策の基本となる事項を定めた防災基本条例（仮称）の制定を検討	H24	町

(イ) 情報伝達体制の強化

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
複数の手段を用いた情報伝達体制強化	防災無線、ほっとスルメール、エリアメール、衛星電話など複数の手段を用いた情報伝達体制の強化	H22～	町



▲津波の襲来（追越漁港付近）

(ウ) 避難所と避難路の検証

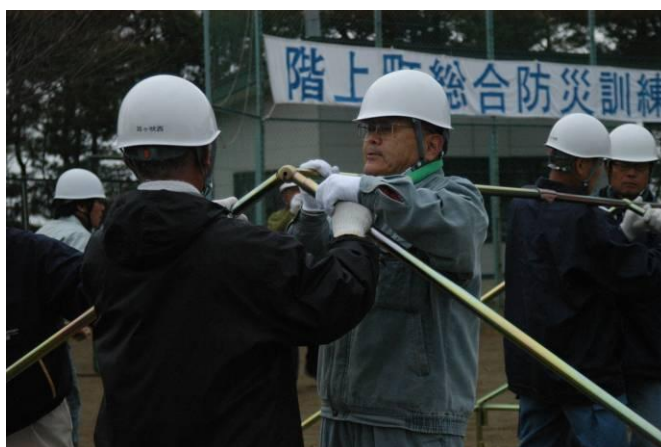
事業名	事業概要	事業期間	事業主体
避難所運営マニュアルの策定	避難所開設・運営マニュアルを策定	H23～24	町
避難所の検証と整備	避難所の位置や箇所数などの検証と設備の整備	H24～	町
避難路の検証と整備	避難路の検証と短時間で避難が完了できるよう整備を検討	H24～	町
公共施設等の防災拠点化	食糧や毛布・ストーブなどの生活物資の備蓄整備や、公共施設等に非常用電源装置などの整備を行い、災害時における被災者受入体制の強化	H23～	町

(エ) 防災訓練の充実と防災意識の啓発

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
防災訓練の充実	各種災害を想定した防災訓練や避難訓練の充実	H23～	町
防災教育の推進	学校や地域での防災教育の推進	H24～	町
防災情報の広報	防災情報の広報誌掲載や防災ハンドブック(仮称)を作成し配布	H24～	町
各種ハザードマップの作成・配布	地震・津波・洪水・土砂災害など災害危険箇所や避難所、避難路などをまとめた、ハザードマップを作成し配布	H24～	町
災害の記録、保存、伝承	災害の写真・データなどの資料の記録と保存、災害の伝承	H23～	町
震災写真の展示	震災の悲惨さを町民に伝えるため、イベントで展示コーナーを設置	H23～	町
津波の碑建立	震災の記憶を後世に伝えるため津波の碑を建立	H23 (済)	町

(オ) 自主防災体制の強化

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
災害時支援協定の締結	民間企業等からの協力を得て、食料・日常生活用品・燃料などの支援協定を締結	H23～	町
自主防災組織等との連携体制の強化	地域コミュニティによる避難所運営、災害時要援護者支援など、自主防災組織等との連携体制の強化	H24～	町・自主防災組織
自主防災組織への支援	自主防災組織の活動等への支援を実施	H23～	町
福祉避難所の協定締結	介護や支援が必要な方の避難所として、福祉避難所の協定を締結	H24～	町
災害ボランティアセンターの行動計画等の策定	東日本大震災を踏まえた災害ボランティアセンターの行動計画及び運営マニュアルの整備	H23～	町・社会福祉協議会
防災協力事業所制度の実施	事業所等が保有する資機材、組織力、施設等は地域の重要な防災力ととらえ、地域、事業所、行政が連携・協力した防災協力体制の強化	H23～	町
食料や生活物資の備蓄	食料や毛布・ストーブなどの生活物資の備蓄整備	H24～	町
太陽光発電システムの導入推進	停電時や燃料の確保が困難な場合でも電力を供給できるよう、公共施設などに太陽光発電システムの導入を推進	H24～	町
海拔表示板の設置	主要施設や避難所、避難路等に海拔を表示し町民へ周知	H23～	県・町



▲自主防災組織の避難所開設訓練

4 インフラ整備

ア 現状

- (ア) 町内の沿岸地域を中心に多くの施設で被害を受けました。
- (イ) 今後の大規模災害に対応するため、各種インフラ整備が必要です。

イ 復興に向けての方針

- (ア) 早急に原形復旧を行った上で、さらに災害に強いインフラ整備を進めます。
- (イ) 津波で被害を受けた漁港の再生整備、漁港施設や海岸施設の早期復旧と、さらに災害に強いインフラ整備について県に要望します。
- (ウ) 海岸地域の集会所を高台へ整備することにより指定避難所としての地域防災拠点の強化を図るとともに、通学児童の安全確保と集会所への避難路として行う道路整備や踏切改築工事を国・県に要望します。

ウ 工程

区 分	短期		中期		長期				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
社会基盤の復旧	▶								
社会基盤の復興	▶								



▲県道八戸階上線（迫越地区）の復旧前後▲

エ 事業

(ア) 社会基盤の復旧

事業名	事業概要	事業期間	事業主体
道路の復旧	・町道土砂・ガレキ・車両の撤去 ・町道災害復旧（桝・小舟渡線舗装剥離）	H22～23 （済）	町
海岸施設の復旧	海岸堤防等の損壊箇所の復旧	H23～	県・町
県管理小舟渡漁港の復旧	漁船の出入港・係留の安全確保のための航路・泊地の障害物撤去及び航路、泊地の埋そく土砂の浚渫並びに港内道路、防波堤、用地の早期復旧を県に要望	H23	県
町管理漁港の復旧	・大蛇・追越・桝漁港の航路、泊地の障害物撤去及び浚渫による湾内安全の確保 ・防波堤、護岸、用地の早期復旧	H23	町
漁業集落排水処理施設の復旧	漁業集落排水処理施設の復旧	H22～23	町
学校施設の復旧	地震により損傷した小中学校施設の復旧	H23 （済）	町
社会教育施設等の復旧	地震により損傷したハートフルプラザ・はしかみの壁等の復旧	H23 （済）	町
被災施設の解体撤去	津波により流出した大蛇集会所の基礎部分を撤去	H23 （済）	町
漁業用施設の復旧	被災箇所の復旧	H23～	国・町
体育施設の復旧	地震により損傷した町民体育館の壁等の復旧	H23	町
自家発電機の設置	防災拠点となるべく各施設への自家発電機の設置	H23～	町



▲津波の襲来（小舟渡漁港付近）

(イ) 社会基盤の復興

要望事項	概要
堤防整備と漁港整備	海岸施設や漁港施設などの設計基準の見直しや整備のあり方などについて、国レベルで対応するよう要望
災害査定の迅速化と簡素化	地域経済の安定化を図るためには被害を受けた施設等を早急に整備することが必要なことから、国の災害査定の手続きの迅速化及び簡素化が図られるよう要望
災害廃棄物の対応	大量に発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、国の処理方針を早期に示すよう要望
大蛇地区集会所の建設補助	震災により流出した大蛇集会所を高台に建設し、避難所として利用させるための建設について県に要望
大蛇踏切・追越浜線改築工事	通学児童の安全確保と津波に対する避難路としての拡幅改良、さらに、大蛇駅から荒谷道踏切までの跨線橋を含めた避難路の一体整備について国・県に要望
八戸階上線の整備	主要地方道八戸階上線の整備について県に要望
三陸沿岸道路の早期整備	三陸沿岸地域の速やかな復旧・再生に資する復興道路（八戸・久慈自動車道）の早期整備を国・県に要望
鉄道の早期復旧	三陸復興に資する鉄道の早期復旧を三陸復興連携会議として国及びJRに共同要望



▲県道八戸階上線（大蛇地区）の復旧前後▲

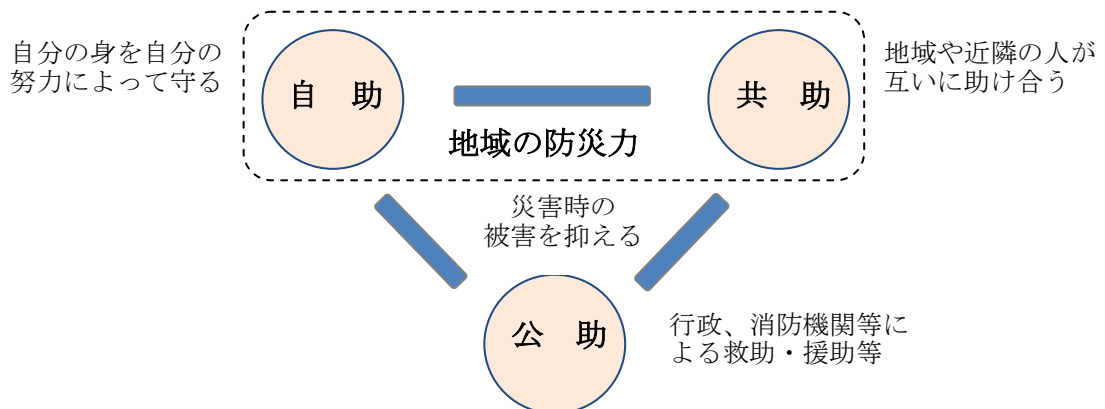
IV 重点プロジェクト

震災復興計画の基本目標である「被災者の生活再建」「産業と経済の再建」「災害に強いまちづくり」「インフラ整備」の4本の柱がそれぞれ相互に関係し、復興特別区域（特区）制度を活用して実施するような大規模な事業や、災害に強い新たな階上町を構築していく上で強力に推し進める施策を「重点プロジェクト」としてまとめました。

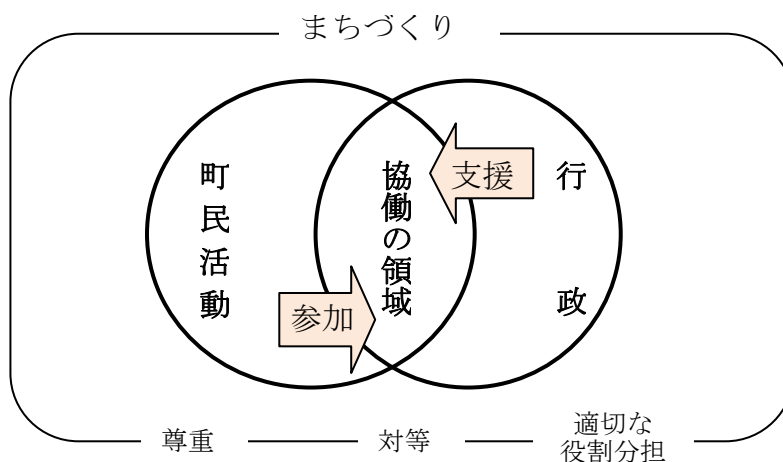
これらの重点プロジェクトは、当町の震災からの復興を象徴し、町民に将来の夢と希望をもたらす取り組みであり、その究極の目標は、町民がこのまちに住んで良かったと心から思える、安全で安心な暮らしと、活力とうるおいのある地域社会を築き上げていくことです。そのためには、自助・共助・公助の精神や協働の理念とともに、これまで培ってきた町民の一致団結した結集力が大きな原動力となります。

また、重点プロジェクトの推進にあたっては、プロジェクトチームを設置するなど、これまでの施策や事業の点検・検証を行うとともに、地域コミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら、当町の復旧から復興、そしてさらなる発展が実現されるよう、全力をあげて取り組むこととします。

【自助・共助・公助のイメージ図】



【協働のイメージ図】



プロジェクト1 災害に強いまちづくり

東日本大震災では、当町においても、地域の方々や事業所等からたくさんの御協力をいただき、多くの困難を乗り越えてまいりました。

この経験を踏まえて、町では、事業所等が保有する資機材、組織力、施設等は地域の重要な防災力と捉え、今後は、地域、事業所等、行政が連携・協力した防災協力体制の強化を図っていくことが肝要であると考えています。

このことから、事業所等と連携し、事前に協力・支援いただける役務等を登録していただき、災害時等に役務等の提供を受けることにより、災害に強いまちづくりを推進していくことができるものと期待されます。

地域防災の中核をなす自主防災組織は、19行政区全てにおいて結成されています。自主防災組織は、日頃から地域住民の実態を把握しており、安否確認もスムーズに進むなど、地域力の結集は、大規模災害時においてこそ最大限に発揮されるものと思われまます。今後においては、災害時要援護者対策なども含めた自主防災力アップに向けた支援が必要です。

防災は災害発生時の対応はもちろんですが、災害発生時いかに被害を最小限にとどめるか、日頃からの活動が重要です。災害から町民の生命を守り、身体及び財産を保護する上で必要な基本理念や、町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、防災に関する施策の基本となる事項を定めた、防災に関する最上位の条例となる「防災基本条例（仮称）」の制定を検討し、災害に強いまちを築き、全ての人たちが安心して暮らせる社会を実現する必要があります。

No.	プロジェクト名	計画期間			実施主体		
		短期	中期	長期	地域	協働	行政
1	防災協力事業所制度の運用	○				○	
2	自主防災組織への支援	○				○	
3	災害時要援護者対策	○				○	
4	防災基本条例（仮称）の制定	○					○



▲燃料不足により給油を待つ車の列（駅前地区）



▲防災協力事業所ステッカー

プロジェクト2 公共施設等の防災拠点化と情報伝達体制の強化

東日本大震災では、避難所指定の大蛇集会所が津波被害により流出しました。また、同じく指定避難所の小舟渡集会所は津波被害から免れたとはいえ海岸付近に立地しているほか、両学区の大蛇小学校、小舟渡小学校も海岸付近にあり、津波の際の避難所として適しているとはいえません。

このほか、地震と同時に発生した停電により、照明や暖房が使用できない、テレビなどから情報が取れない、電話がつながりにくくなり避難所と災害対策本部との通信手段が断たれ情報収集と伝達に困難を極めるなど、公共施設等の災害時のぜい弱さについて認識することとなりました。

また、災害対策本部としての中核施設となる役場庁舎や、道仏中学校区の収容避難所としての機能が求められる道仏公民館、道仏体育館の耐震改修が行われておらず、早期の耐震化とともに、防災情報の取得や安否確認、町民相互によるコミュニケーションを可能とする環境の構築が求められます。

これらのことから、非常用電源の確保や非常用物資の備蓄を進めるとともに、公共施設等の防災拠点としての機能の強化と情報通信基盤整備の充実を図っていく必要があります。

No.	プロジェクト名	計画期間			実施主体		
		短期	中期	長期	地域	協働	行政
1	役場庁舎の耐震化		○				○
2	道仏公民館の耐震化	○					○
3	道仏体育館の耐震化		○				○
4	大蛇地区集会施設の建設	○					○
5	非常用電源の確保	○					○
6	非常用物資の備蓄	○					○
7	非常通信手段の運用強化	○					○
8	光ブロードバンド化による情報通信基盤整備	○					○

プロジェクト3 ハマの復興

本町の水産業は、約5.5kmの海岸線に6か所の漁業集落に分散した沿岸漁業が営まれ、青森県栽培漁業センターとの連携で、「つくり育てる漁業」に努めてきましたが、東日本大震災の津波被害により、ウニ、アワビ、わかめ等の水産資源のほか、荷捌所や作業施設等の漁業関連施設にも甚大な被害を受けました。特に、ウニ、アワビの被害を懸念し、いちご煮の里として毎年町の最大イベントとして実施している「いちご煮祭り」を中止しました。

震災後、「自分たちでできることは自分たちでやる」という地域力により、比較的早い段階で災害廃棄物の処理を終えたほか、町では震災後、漁業用施設や漁港施設の早期復旧に全力で取り組んできました。また、立ち上がった姿と感謝の気持ちを込め、三戸郡内町村の応援を受けた復興イベントを開催することができました。

階上町のまちづくりには、ハマの早期復興と活性化がかかせません。そのため、これまで利用されてこなかった資源、過去に利用されていた資源を有効活用し、沖合の未利用漁場については他種漁業との調整を図りながら漁業生産基盤の強化が必要です。

さらに、階上の海岸は、その多くが磯で占められている魅力ある海岸であることを活かし、観光客などに前浜を開放しつつ多くの来客者に喜んでもらえる環境を整え、ハマの活性化を図っていくとともに、復旧した施設を活用し、特産品の開発や食育の観点から海産物と農産物をあわせた食品づくりなど、付加価値をつけることにより、販路開拓と販売促進を図る必要があります。

No.	プロジェクト名	計画期間			実施主体		
		短期	中期	長期	地域	協働	行政
1	水産基盤の整備		○				○
2	つくり育てる漁業による振興		○		○		
3	地場資源の有効活用対策		○		○		
4	復興いちご煮祭り（仮称）の開催	○				○	
5	漁業生産体制の強化と施設の有効活用			○	○		



▲復興を祈願して開催された復興市
(大蛇漁港付近)



▲新たに整備された大蛇漁業用作業施設

プロジェクト4 津波被害の軽減

災害時に、状況に応じた適切な行動をとることができれば、被害を最小限に軽減することができると考えられます。このためには、「知識」と「経験」を身につけておくことが重要ですが、全く同じ津波が襲来することはありません。むしろ今回以上の津波の襲来を想定し、津波被害を少しでも軽減する対応が求められます。

当町においては、これまでの体験から「地震 海鳴り ほら津浪」や「強い揺れを感じたら線路より上（JR八戸線より西側）に逃げろ！」を合言葉としてきましたが、今後においても津波防災伝承とし、定期的な総合防災訓練や、地域等における自主防災訓練の実施などを通して、東日本大震災で体験した未曾有の自然災害を風化させることなく、後世へ確実に伝えていく必要があります。

また、当町は磯釣りの人気スポットであり、町内外から親水空間を求めた観光客が訪れています。

このため、今回津波被害を受けた地域から高台までスムーズに避難できるような避難路の整備や避難誘導看板の設置など、町民はもとより、観光客の津波被害の軽減へも配慮した対応を検討する必要があります。

No.	プロジェクト名	計画期間			実施主体		
		短期	中期	長期	地域	協働	行政
1	防災訓練の実施	○				○	
2	防災避難路の整備			○			○
3	避難誘導看板設置	○					○



▲震災の記憶を後世に伝えるために建立された津波の碑（大蛇小グラウンド）

プロジェクト5 多様な連携体制の整備

当町は、青森県内や岩手県北の自治体と災害時の応援協定を締結しています。しかし、東日本大震災では東日本の太平洋側の広い範囲で被害があったことや東北地方の全域で停電が発生したり、燃料が不足するなど、応援協定締結の相手先にも何らかの被害があり、応援を求めることができない状況となりました。このようなことから、近隣の自治体間の応援協定はもとより、遠方の複数の自治体との間の応援協定の締結が必要です。

また、今回の震災では、食料や日常生活用品などの物資はスムーズな調達を可能にしましたが、暖房器具や燃料その他の物資の調達には困難を極めました。このことから、多様な業種の民間事業者との間の支援協定締結や連携が必要です。

東日本大震災では多くの関係機関や団体から協力をいただきました。自主防災組織は避難誘導や避難所の運営、民生児童委員協議会は災害時要援護者の安否確認、赤十字奉仕団や婦人会は炊出しの協力、その他の団体や機関などからもたくさんの御協力をいただいたところです。

今後においても、各種機関や団体との間で有機的に連携が図られるようなルールやマニュアルづくりを検討していく必要があります。

No.	プロジェクト名	計画期間			実施主体		
		短期	中期	長期	地域	協働	行政
1	広域的な自治体間連携			○			○
2	各種機関との連携	○				○	
3	各種団体との連携	○				○	



▲赤十字奉仕団による炊き出し訓練



▲婦人消防クラブによる集団救急処置訓練

V 資料編

1 地震の概要

- (1) 発生日時：平成23年3月11日14時46分
- (2) 震源：三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）
深さ約24km
- (3) 規模：マグニチュード9.0（推定値）
- (4) 階上町の最大震度：震度5強

2 津波の概要

(1) 津波の状況

- ア 第1波 15時22分頃 -0.8m（八戸）
- イ 最大波 16時51分頃 2.7m以上（八戸）

(2) 津波の高さ

- ア 八戸 6.2m（気象庁の推定）
- イ 大蛇 10.73m（八戸工業大学 佐々木教授の調査結果）

(3) 警報等の状況

- | | | | |
|----------|--------|------------|-----------|
| 3月11日（金） | 14時46分 | 地震発生 | |
| 3月11日（金） | 14時49分 | 津波警報発表 | →避難勧告発令 |
| 3月11日（金） | 15時14分 | 大津波警報に切替え | →避難指示発令 |
| 3月12日（土） | 20時20分 | 津波警報に切替え | →避難勧告に切替え |
| 3月13日（日） | 7時30分 | 津波注意報に切替え | |
| 3月13日（日） | 17時58分 | 津波注意報解除 | →避難勧告解除 |
| | | | |
| 4月7日（木） | 23時33分 | 地震発生（震度5弱） | |
| 4月7日（木） | 23時34分 | 津波注意報発令 | →避難勧告発令 |
| 4月8日（金） | 0時55分 | 津波注意報解除 | →避難勧告解除 |

3 被害状況

ア 人的被害 なし

イ 住居等被害

区分	地域	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
住家	大蛇	7	2	2		11
	追越		2			2
	計	7	4	2		13
住宅兼店舗	大蛇	4				4
	追越	1	2			3
	小舟渡				1	1
	計	5	2		1	8
店舗	大蛇	3				3
	追越	1		1		2
	駅前			1		1
	小舟渡			1		1
	計	4		3		7
附属家	大蛇	7	1	2	1	11
	追越	2	1			3
	小舟渡			1		1
	計	9	2	3	1	15
浜小屋	大蛇	33				33
	追越	16				16
	計	49				49
合計		74	8	8	2	92

ウ 公共施設被害

- ・大蛇集会所 全壊
- ・東部海産物加工施設 全壊
- ・大蛇駐車場 擬木倒壊
- ・公衆トイレ (大蛇半壊、榊一部損壊、荒谷一部損壊)
- ・体育館 (中央一部損壊、町民一部損壊)
- ・公民館 (ハートフル一部損壊、道仏一部損壊、石鉢ふれあい交流館一部損壊)
- ・学校 (小学校3校一部損壊、中学校2校一部損壊)
- ・道路 (榊・小舟渡線一部舗装剥離)
- ・漁業集落排水処理場 浸水
- ・簡易加工センター 半壊
- ・防災無線柱 (大蛇漁港付近1基全壊)

エ 漁港被害

- ・小舟渡漁港：臨港道路、用地舗装、内北防波堤（消波ブロック散乱）、道仏東防波堤（消波ブロック散乱）、外北防波堤（胸壁工）
- ・大蛇漁港：用地舗装、-2.0m泊地浚渫、-3.0m泊地浚渫、-3.5m泊地浚渫、北護岸（消波ブロック散乱）、南防波堤（消波ブロック散乱）
- ・追越漁港：用地舗装、-2.0m泊地浚渫
- ・榊漁港：用地舗装

オ 漁業関連施設被害

- ・ 荷捌所（半壊 1）
- ・ 地上A重油タンク（浸水半壊）
- ・ 巻上機（全壊 1 1）
- ・ 冷蔵庫・氷蔵庫（浸水半壊）
- ・ 漁具倉庫（半壊 9）
- ・ 種苗施設（全壊（大蛇））

カ 漁船被害

区 分	登録漁船	流 出	沈 没	損 壊	計
大 蛇	5 0	2 0	1	1 0	3 1
追 越	6 7	2 6	6	1 6	4 8
榑	3 8	3	5	1 1	1 9
小 舟 渡	1 0 5	4	3	1 9	2 6
計	2 6 0	5 3	1 5	5 6	1 2 4

キ 漁具、漁場、水産物等被害

- ・ 水産資源（ウニ、アワビ、わかめ等）
- ・ 漁具（船外機、網、縄、たこ籠、ロープ等）

ク 商工業被害

建物半壊（1 0（イと重複あり））、床上浸水（器材、商品、車など 5）

ケ 酪農家生乳被害

区 分	廃棄量
3 月 1 2 日	6, 8 5 0 0
3 月 1 4 日	3, 3 4 9 0
3 月 1 8 日	6, 8 5 0 0
計	1 7, 0 4 9 0

4 避難所収容状況

区 分	追越集会所	榑集会所	駅前集会所
3月11日（金）	85人	15人	25人
3月12日（土）	65人	15人	25人
3月13日（日）	40人	12人	20人
3月14日（月）	32人	22:00閉鎖	13:00閉鎖
3月15日（火）	7人	—	—
3月16日（水）	17人	—	—
3月17日（木）	16人	—	—
3月18日（金）	17人	—	—
3月19日（土）	17人	—	—
3月20日（日）	17人	—	—
3月21日（月）	16人	—	—
3月22日（火）	16人	—	—
3月23日（水）	16人	—	—
3月24日（木）	16人	—	—
3月25日（金）	16人	—	—
3月26日（土）	12:00閉鎖	—	—

階上町震災復興計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災からの復興を迅速かつ計画的に推進するため、階上町震災復興計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 階上町震災復興計画に関すること。
- (2) その他復興に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、町長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者の中から町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 産業団体の役員又は職員
- (4) 関係団体の長
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 町副町長
- (7) 町教育長
- (8) 町職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(資料の提出の要求等)

第5条 委員長等は必要があるときは、関係者に対し説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月13日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

階上町震災復興計画検討委員会名簿

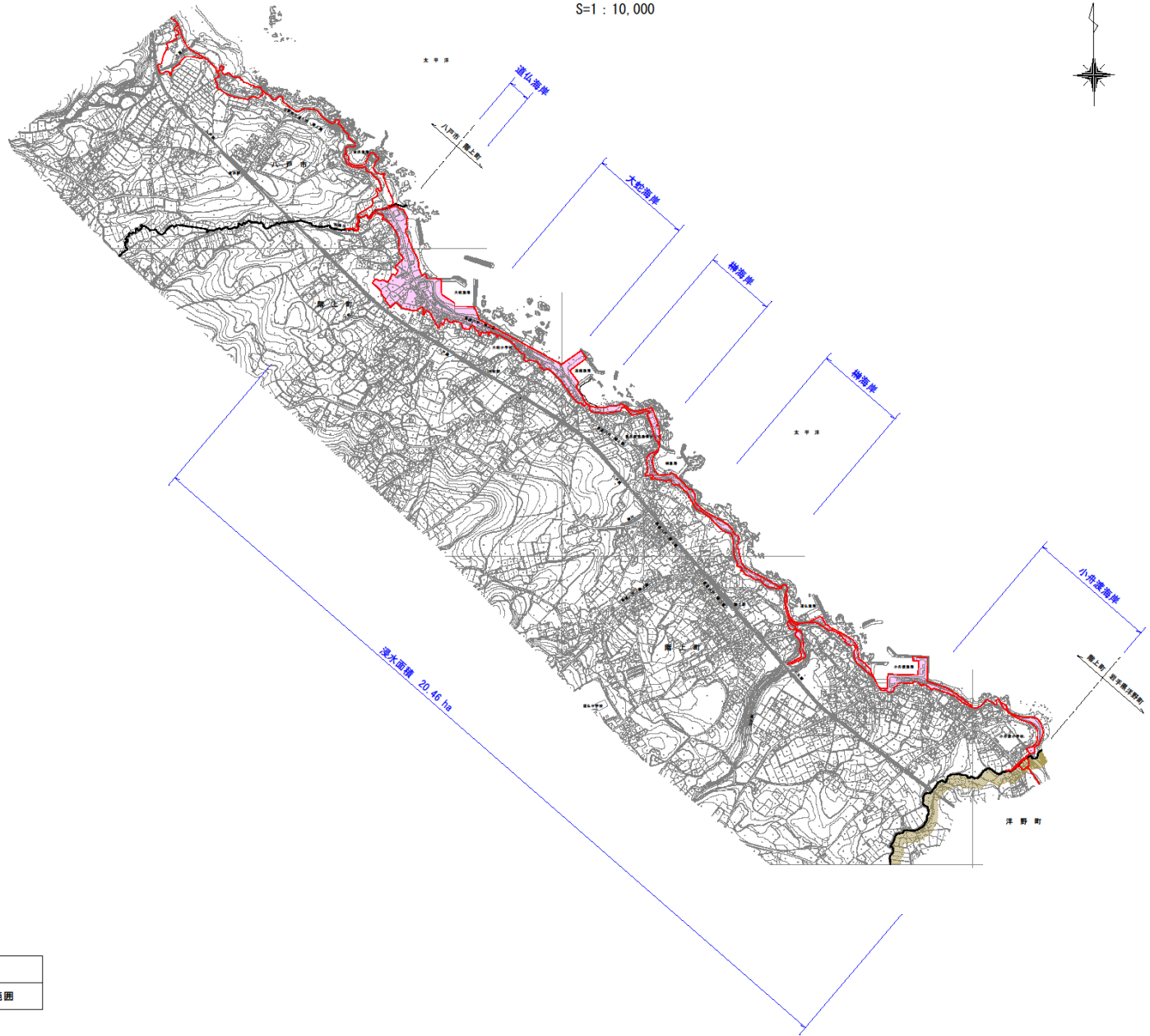
番号	区 分	所 属	氏 名	備 考	
1	町長	階上町長	浜 谷 豊 美	委員長	
2	町議会	階上町議会議長	木 村 勝 彦		
3	関係行政機関 の職員	三八地域県民局地域整備部長	三 上 俊 孝		
4		三八地域県民局地域農林水産部 八戸水産事務所長	三 戸 芳 典		
5		三八地域県民局地域農林水産部 三八地方漁港漁場整備事務所建設課長	今 泉 利 昭		
6		八戸警察署階上交番所長	根 岸 均		
7		八戸東消防署階上分署長	笠 原 孝 志		
8		産業団体の役 員又は職員	階上漁業協同組合代表理事組合長	中 田 一 二 三	
9			八戸農業協同組合代表理事常務	堰 合 勝 美	
10	階上町商工会会長		大 江 和 夫		
11	関係団体の長	階上町社会福祉協議会長	松 橋 竹 子		
12		(社)青森県栽培漁業振興協会部長	松 橋 聡		
13		階上町観光協会会長	上 野 正 蔵		
14		階上町消防団長	内 城 慶 富		
15		階上町連合婦人会長	阿 部 榮 子		
16		階上町区長会長	西 田 和 雄		
17	学識経験者	階上町水産経営アドバイザー	熊 谷 登		
18	町民の代表者	大蛇区長	中 田 兼 雄		
19		追越区長	中 島 孝 一		
20		荒谷区長	境 鉄 男		
21		榊区長	日 向 登美男		
22		駅前区長	寅 谷 正 美		
23		道仏区長	坂 博 史		
24		小舟渡区長	濱 浦 清 志		
25		町三役	階上町副町長	久 保 和 子	職務代理者
26	階上町教育長		川 浪 孝 雄		
27	町職員	階上町総務課長	上 博 文		
28		階上町町民課長	上 野 文 生		
29		階上町保健福祉課長	梨 子 謙 一		
30		階上町産業振興課長	荻ノ沢 甚 逸		
31		階上町建設課長	田 中 昇		
32		階上町教育課長	沼 沢 範 雄		

平成22年度 五戸川外洋浸水調査業務委託	
業務番号	河砂委 第4003号
河川名	五戸川
施行所	階上町
階上町 外洋浸水図	縮尺 1 : 10,000
図面番号	集中
県土整備部 河川砂防課	
青森県	

2011(平成23)年3月11日 発生
東北地方太平洋沖地震津波
【2011(平成23)年4月測量】

階上町平面図

S=1 : 10,000



凡例	
	浸水範囲

階上町震災復興計画

発行日 平成24年2月

発行 青森県三戸郡階上町

編集 総務課総務グループ

〒039-1201

青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1番地87

電話0178-88-2112(直通)